

鳥取市自治基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第1号

鳥取市自治基本条例の一部を改正する条例

鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「地区公民館」を「地区公民館等」に改める。

第24条第2項中「努めます」を「努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります」に改め、同条第3項中「連携及び」を削る。

第28条第2項を次のように改める。

2 市は、広域的な視点に立ち、他の市町村及び関係機関と共通する課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行します。